

藤沢市と慶應義塾大学との連携等協力協定書

藤沢市と慶應義塾大学総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部、大学院政策・メディア研究科、大学院健康マネジメント研究科（以下、SFCという。）は、地域社会の発展と研究・教育活動の推進、人材の育成等に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤沢市とSFCが密接な連携のもと、相互の人的及び知的資源の交流、活用等により、産業、情報、まちづくり等の分野で価値共創及び協働を推進し、地域社会の発展や実学の促進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は、前項の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市内経済の活性化に関する事。
- (2) 教育、福祉及び人材育成に関する事。
- (3) 地域まちづくり、地域振興及び地域情報化に関する事。
- (4) 環境の保全及び形成に関する事。
- (5) 芸術及び文化の振興に関する事。
- (6) 産学官連携による研究、開発、産業振興等に関する事。
- (7) 農業及び水産業の研究開発、振興等に関する事。
- (8) 地域間交流、国際交流等の推進に関する事。
- (9) 科学技術の振興及び普及啓発に関する事。
- (10) 市が設置する審議会、委員会等への参画に関する事。
- (11) 両者の発展と市民生活の質的向上を達成するために必要な事。
- (12) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

（体制）

第3条 藤沢市とSFCは、本協定の目的を達成するため、緊密な連携体制を構築するものとする。

(改廃手続)

第4条 この協定の改廃を行うときは、藤沢市及びSFCが協議の上、その内容を決定するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携等の細目その他の事項については、藤沢市とSFCが協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書6通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2009年(平成21年)10月19日

藤沢市

藤沢市長

海老根 靖典

慶應義塾大学

総合政策学部長

國領 二郎

環境情報学部長

村井 純

看護医療学部長

太田 喜久子

政策・メディア研究科委員長

徳田 英幸

健康マネジメント研究科委員長

高木 安雄